

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 必要経費になる税金・ならない税金

**Q** : 私は個人事業を営んでいます。税金には必要経費になる税金とならない税金とがあると聞きました。どのようになっているのですか？

**A** : 次のような取扱いになっています。

### 【解説】

税金にはいろいろな税金がありますが、その税金の内容によって必要経費に算入できるものできないものが定められていますので注意が必要です。

#### (1) 必要経費に算入されるもの

① 業務の用に供される資産にかかる固定資産税、登録免許税、不動産取得税、特別土地保有税、事業税、事業所税、自動車税、自動車取得税、印紙税など

② 酒税、特別地方消費税等は、消費者、利用者等から領収する金額が総収入金額に算入され、申告や賦課決定により納付する金額が必要経費に算入されます。

③ 各種の組合費、会費等

#### (2) 必要経費に算入されないもの

① 所得税

② 延滞税、利子税及び加算税(利子税のうち事業から生じた所得にかかる延納分については必要経費になります)

③ 印紙税法の規定による過怠税

④ 道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含みます)

⑤ 地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金及び重加算金

